

## 秋選管告示第61号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第80条の規定による選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数（選挙権を有する者の総数が40万を超え80万以下の場合にあってはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあってはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）は、次のとおりであるので告示する。

令和8年4月28日

秋田県選挙管理委員会委員長 竹田勝美

### 選挙区の別

秋田市	84,013
能代市山本郡	20,566
横手市	23,246
大館市	18,959
男鹿市	6,948
湯沢市雄勝郡	15,981
鹿角市鹿角郡	9,063
由利本荘市	20,275
潟上市	8,991
大仙市仙北郡	26,346
北秋田市北秋田郡	8,699
にかほ市	6,434
仙北市	6,673
南秋田郡	5,947